## 契約者貸付条項

- 1. 保険契約者は、当社の定める貸付金額を限度とし、その範囲内で反復して貸付金を請求することができます。
- 2. 「利率」は貸付実行日における当社所定の利率とし、貸付日から起算して1年経過ご との貸付応当日に利息を元金に繰り入れて複利計算します。ただし、この利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情 勢の変化およびその他相当の事由がある場合には、変更することがあります。 この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変 更後の利率を既貸付および新たな貸付に適用します。
- 3. 貸付期間中に追加で貸付を受ける場合は、この日を新たな貸付日とし、それまでの貸付金元利金との合計額を新たな貸付金とします。
- 4. 保険契約者に、次の各号のいずれかの事由が生じたときは本貸付を受けている保険契約は解除されたものとし、同時に本貸付の返済の期限が到来したものとします。この場合、当社は貸付金元利合計額と当社が支払うべき金額を相殺して計算します。
  - (1)破産の宣告、特別清算開始の命令、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定またはその他これらに類する法律上の手続きの申し立てがあったとき。
  - (2)本貸付に係る保険契約の無効・失効・解除の場合の返戻金または満期保険金等が、 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。
- 5. 貸付元利金については、いつでも全額または一部を返済することができます。この場合、1年未満の期間に対する利息は日割計算によります。万一、返済額が貸付金元利合計額を消滅させるに足りない場合には、当社の適当と認める順序方法で充当することができます。
- 6. 普通保険約款に定める保険金等の支払金がある場合、または保険契約が消滅したときは、その支払うべき金額から貸付元利金を差し引き精算します。
- 7. 保険契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合は、これに充当すべき解約返戻金額から貸付金元利合計額を差し引きます。また、保険金額を減額したときは、その減額された部分の返済金額を貸付元利金の全部または一部返済に充当します。
- 8. 貸付金元利合計額(保険料の振替貸付があるときはその元利金を加えた額)が、保険契約の解約返戻金を超えるに至ったときは、会社所定の金額をお払込みいただきます。なお、この旨の通知に記載されている期限日までに、会社所定の金額が払い込まれなかった場合には、普通保険約款の規定により、保険契約の効力は失われるものとします。
- 9. 保険契約者を変更されたときは、この貸付申込および貸付金の残高は、変更後の保険契約者が承継します。
- 10. この約定に特段の定めのない事項については、普通保険約款および特約・特則条項の規定を適用します。